

# 第3部 東海村障害福祉計画（第7期）・ 東海村障害児福祉計画（第3期）

## 第1章 障害福祉計画・

### 障害児福祉計画の成果目標

#### 1. 施設入所者の地域生活への移行【継続】

国の基本指針では、施設入所者の地域生活への移行について、障がい者の重度化・高齢化の状況を踏まえ、2026（令和8）年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

【国の成果目標（計画期間が終了する2026（令和8）年度末の目標）】

- ・地域移行者数：2022（令和4）年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：2022（令和4）年度末の5%以上削減

【本村の考え方】

国の指針では、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上を2026（令和8）年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を2022（令和4）年度末時点から2026（令和8）年度末までに5%以上削減すること、ただし第6期計画で未達人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

以上に従い、本村では、次のように成果目標を設定します。

区分	人数	備考
2022（令和4）年度末時点の福祉施設入所者数（A）	34人	東海村で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
第7期計画で求められる地域移行者数（B）	3人 6%移行	
第6期計画の地域生活移行者の未達人数（C）	2人	第6期計画における2022年（令和5）年度末までの未達人数
【目標値】地域生活移行者数（B+C）	5人 6%移行	2026（令和8）年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
新たな施設入所者（D）	3人	2026（令和8）年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
2026（令和8）年度末時点の施設入所者数（E）	32人	令和8年度末の利用人員見込 (A - (B + C) + D)

第6期計画の施設入所者削減見込の未達成人数	0人	
【目標値】削減見込	2人 5%削減	2026（令和8）年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数（A-E）

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、新たに2026（令和8）年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

### 【国の成果目標（計画期間が終了する2026（令和8）年度末の目標）】

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- ・精神病床の1年以上入院患者数：2020（令和2）度と比べて約3.3万人の減少
- ・退院率：3ヶ月後 68.9%以上，6ヶ月後 84.5%以上，1年後 91.0%以上

### 【本村の考え方】

本村では、国の成果目標に基づき、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、東海村障がい者総合支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

### 3. 地域生活支援拠点等の整備【継続】

国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行及び地域生活支援を充実させるため、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図るために、2026（令和8）年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

#### 【国の成果目標（計画期間が終了する2026（令和8）年度末の目標）】

- ・地域生活支援拠点等について、2026（令和8）年度末までに市町村ごと又は圏域ごとに1ヶ所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

#### 【本村の考え方】

地域生活支援拠点の整備については、地域での取組が基礎となるため、既存の障害福祉サービス等の整備状況等や利用者の障害福祉サービス等のニーズに加え、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかを検討し「面的整備型」による支援体制を推進していきます。検討にあたっては、障がい者総合支援協議会や事業所等と協議し、地域における居住支援に求められる機能として挙げられる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの国が示す地域生活支援拠点のイメージを基に引き続き調整します。

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等【継続】

国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行等について、直近の状況等を踏まえ、2026（令和8）年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

【国の成果目標（計画期間が終了する2026（令和8）年度末の目標）】

- ・一般就労への移行者数：2021（令和3）年度の1.28倍（うち移行支援事業：1.31倍，就労A型：1.29倍，就労B型：1.28倍）
- ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち，5割以上の利用
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上

【本村の考え方】

国の指針では、2026（令和8）年度における福祉施設の利用者のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の利用による一般就労への移行実績を、2021（令和3）年度の1.28倍以上にすることを定めています。ただし、第6期計画で未達人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

就労移行支援事業，就労継続支援事業（A型），就労継続支援事業（B型），就労定着支援事業の利用者数，就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合について，本村では，次のように成果目標を設定します。

区分		人数	備考
就労移行支援事業	2021（令和3）年度の年間一般就労移行者数A	2人	2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までに就労移行支援事業を利用し，一般就労した人の数
	第6期計画の一般就労移行者の未達人数B	0人	
	【目標値】 2026（令和8）年度の年間一般就労移行者数	2.3人 0倍	2026（令和8）年度中に就労移行支援事業を利用し，一般就労する人の数 $A \times 1.31 + B$
就労継続支援事業（A型）	2021（令和3）年度の年間一般就労移行者数C	3人	2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までに就労継続支援事業（A型）を利用し，一般就労した人の数
	第6期計画の一般就労移行者の未達人数D	0人	
	【目標値】 2026（令和8）年度の年間一般就労移行者数	2.4人 0倍	2026（令和8）年度中に就労継続支援事業（A型）を利用し，一般就労する人の数 $C \times 1.29 + D$

区分		人数	備考
就労継続支援事業(B型)	2021(令和3)年度の年間一般就労移行者数E	2人	2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年3月31日までに就労継続支援事業(B型)を利用し、一般就労した人の数
	第6期計画の一般就労移行者の未達成人数F	0人	
	【目標値】 2026(令和8)年度の年間一般就労移行者数	2.3人 2.0倍	2026(令和8)年度中に就労継続支援事業(B型)を利用し、一般就労する人の数 $E \times 1.28 + F$

区分	事業所数	備考
2026(令和8)年度末の就労移行支援事業利用者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数	3	

区分		人数	備考
就労定着支援事業	2021(令和3)年度の就労定着支援事業の利用者数	2人	
	【目標値】 2026(令和8)年度の就労定着支援事業の利用者数	3人	令和3年度実績 $\times 1.41$

区分	事業所数/ 割合	備考
【目標値】2026(令和8)年度末の就労定着支援事業所のうち、就労定着率70%以上の事業所が占める割合	100	

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備【継続】

障がい児支援の提供体制の整備について、前回の国の基本指針では、2020（令和2）年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすること、また2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をすることとしていました。新たな基本指針では、2026（令和8）年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

### 【国の成果目標（計画期間が終了する2026（令和8）年度末の目標）】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヶ所設置
- ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1ヶ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

### 【本村の考え方】

本村においては、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。専門的な発達支援を行う機関である障害児通所支援事業所の支援の質の向上や、支援内容の適正化に取り組んでいきます。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進や、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図るなど、切れ目ない支援の充実を図るとともに、医療的ケアが必要な子どもや様々な発達に課題のある子ども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備に努めます。

区分	有無／事業所数	備考
2022（令和4）年度末時点の児童発達支援センター※及び保育所等訪問支援事業所の設置	0	現在、「なごみ東海村総合支援センター」内に設置する発達支援センターと支援内容が一部重複するが、児童福祉法第6条の2第2項に規定するセンターとは異なる。

区分	有無/ 事業所数	備考
2026（令和8）年度末時点の児童発達支援センター※及び保育所等訪問支援事業所の設置	1	
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	

区分	設置数	備考
2022（令和4）年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	0	
【目標値】2026（令和8）年度末時点の、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	1	

区分	有無/人数	備考
2022（令和4）年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	無	
2026（令和8）年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	有	
2022（令和4）年度末時点の医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0	
2026（令和8）年度末時点の医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1	

区分	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）	備考
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1	1	1	

## 6. 相談支援体制の充実・強化等【新規】

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化等について、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、2026（令和8）年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

【国の成果目標（計画期間が終了する2026（令和8）年度末の目標）】

- ・市町村ごと又は圏域ごとで、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組み

【本村の考え方】

本村においては、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを核として、障がいの種別やニーズに対応した総合的かつ専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ができる体制の整備や研修等の実施により、人材育成を図ります。

また、地域の相談機関との連携強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

区分	有無	備考
基幹相談支援センターの設置	有	
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保	有	

## 7. 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

国の基本指針では、障害福祉サービス等の質の向上について、都道府県や市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するため、次のとおり成果目標を設定することとしています。

【国の成果目標（計画期間が終了する2026（令和8）年度末の目標）】

- ・都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

【本村の考え方】

本村においては、多様化する障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とするサービス等の質を向上させるため体制の構築を図ります。

区分	人数/回数	備考
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	各回1人以上	
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果 を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等 と共有する体制の有無	有	
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果 を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等 と共有する体制に基づく実施回数	年1回以上	

## 第2章 障害福祉サービス等の利用実績と

### 第7期における見込量

#### 1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むに当たっての重要なサービスとなります。

施設入所者の地域生活への移行や精神障がい者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービス提供は不可欠であり、さらに、介護する者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図ります。

##### (1) サービスの内容

サービス名	内容・対象者	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助等を行います。	障害支援区分が区分1以上(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)の方。
重度訪問介護	常時介護を必要とする方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方のうち、障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する方。</p> <p>(1) 二肢以上に麻痺等がある。</p> <p>(2) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも何らかの支援が必要と認定されている。</p>
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)移動援護等の外出支援を行います。	<p>次の状態に該当する方。</p> <p>【身体介護を伴わない場合】</p> <p>(1) 同行援護アセスメント票の項目中、1～3のいずれかについて対象となり、かつ盲人用安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行に支障がある。</p> <p>【身体介護を伴う場合】</p> <p>(1) 同行援護アセスメント票の項目中、1～3のいずれかについて対象となり、かつ盲人用安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行に支障がある。</p> <p>(2) 障害支援区分が区分2以上である。</p> <p>(3) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1項目において何らかの支援が必要と認定されている。</p>

サービス名	内容・対象者	
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方で、障害支援区分が3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が「10点以上」（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）の方。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にいきます。	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきり並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方。

※ 障害支援区分とは、障がい者に対する介護の必要度を表す6段階の区分で数値が大きくなるほど介護の必要性が高くなります。区分1（軽度）⇒区分6（重度）。

## (2) サービスの見込量

居宅介護、重度訪問介護、同行援護のサービス量は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度（見込）にかけて増加もしくは増加傾向にあるため、今後もサービス量が伸びていくものと想定し、見込量を設定します。

行動援護については、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度（見込）までの利用者がいないことから、3年間の見込量を0と設定しました。

重度障害者等包括支援については、事業所の指定基準が高いため、本村の近隣でサービス提供可能な事業所がなく、また、利用するための要件が限定されているサービスであることや、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度（見込）までの利用者がいないことから、3年間の見込量を0と設定しました。

なお、見込量は0としていますが、行動援護及び重度障害者等包括支援の利用希望者への支援については、随時対応します。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	
居宅介護	利用者数	人/月	見込量	41	46	51	47	48	49
			実績値	43	44	46			
		%	伸び率	6.5%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	時間分/月	見込量	506	521	536	670	712	756
			実績値	488	670	631			
		%	伸び率	19.8%			(伸び率：2023～2026年度)		
重度訪問介護	利用者数	人/月	見込量	5	5	6	6	6	7
			実績値	4	5	5			
		%	伸び率	40.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	時間分/月	見込量	2,076	2,515	3,048	2,647	2,936	3,256
			実績値	1,891	2,320	2,387			
		%	伸び率	36.4%			(伸び率：2023～2026年度)		
同行援護	利用者数	人/月	見込量	1	1	1	6	7	7
			実績値	1	3	6			
		%	伸び率	16.7%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	時間分/月	見込量	35	43	54	63	69	69
			実績値	27	41	63			
		%	伸び率	9.5%			(伸び率：2023～2026年度)		
行動援護	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
	サービス量	時間分/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
	サービス量	時間分/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						

※ 見込量が「0」のサービスについても、利用希望者への支援については、随時対応します。

※ 2023（令和5）年度見込は、2023（令和5）年8月サービス分までの実績及び同年9月以降の前2期平均値を基に推計し、算出しています。

## 2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）等があります。

また、就労定着支援は、一般就労に移行する障がい者の増加に伴い、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援がより一層多様化することを考慮し、第5期計画で新設されたサービスです。

障がい者が望む地域生活を実現するに当たっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も福祉施設資源の活用による安定的なサービス提供を図ります。

### (1) サービスの内容

サービス名	内容・対象者	
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。	地域や施設入所者において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要で、次に掲げる方。 (1) 障害支援区分が3以上の方。 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上の方。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練を2年間行います。	身体障がい者を有し、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者で支援が必要な方。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練を2年間行います。	知的障がい者を有し、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方。
精神障害者の 自立訓練 (生活訓練)	精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練を2年間行います。	精神障がい者を有し、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方。

サービス名	内容・対象者	
就労移行支援	民間企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を2年間行います。	一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の方。
就労継続支援 (A型)	民間企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る等の訓練を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方(利用開始が65歳未満)。
就労継続支援 (B型)	民間企業での就労が困難な方に対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の維持向上を図る等の訓練を行います。	就労移行支援事業所を利用したが民間企業等への就労に結びつかない方や、一定年齢に達し、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識や能力の維持向上が期待される方。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	<p>病院等への入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方。</p> <p>(1)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分6。</p> <p>(2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上。</p>
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分が区分1以上。障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児。

※ 自立訓練の利用期間について

- 1 標準利用期間は、機能訓練：1年半、生活訓練：長期間に渡って病院に入院していた方及び施設に入所していた方は3年、それ以外の方は2年です。
  - 2 標準利用期間を超えてサービスを利用する必要がある場合については、市町村審査会で必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能です。（原則1回）
- ※ 就労移行支援の利用期間について標準利用期間を超えてサービスを利用する必要がある場合については、市町村審査会で必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能です。（原則1回）

## (2) サービスの見込量

サービス量は増加傾向若しくはおおむね横ばいにあるため、それぞれの推移に合わせた見込量を設定します。自立訓練（機能訓練）、就労定着支援及び短期入所（医療型）については、現状、利用者は少ないものの今後も一定の利用があると想定し、見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	
生活介護	利用者数	人/月	見込量	63	65	67	72	74	77
			実績値	68	70	69			
		%	伸び率	11.6%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	1,212	1,219	1,226	1,436	1,488	1,543
			実績値	1,373	1,411	1,385			
		%	伸び率	11.4%			(伸び率：2023～2026年度)		
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	見込量	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
		%	伸び率	0.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	1	1	1	23	23	23
			実績値	1	13	13			
		%	伸び率	76.9%			(伸び率：2023～2026年度)		
就労選択支援	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
	サービス量	自分/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	見込量	2	1	1	2	2	3
			実績値	4	2	2			
		%	伸び率	50.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	29	28	28	14	14	14
			実績値	38	12	15			
		%	伸び率	-6.7%			(伸び率：2023～2026年度)		
精神障害者の 自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	3	3	3
			実績値	4	2	2			
		%	伸び率	50.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	0	0	0	28	28	28
			実績値	37	12	14			
		%	伸び率	100.0%			(伸び率：2023～2026年度)		

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	
就労移行支援	利用者数	人/月	見込量	20	21	22	16	15	14
			実績値	19	16	18			
		%	伸び率	-22.2%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	337	348	361	273	251	231
			実績値	319	269	298			
		%	伸び率	-22.5%			(伸び率：2023～2026年度)		
就労継続支援 (A型)	利用者数	人/月	見込量	19	21	23	16	16	16
			実績値	15	16	17			
		%	伸び率	-5.9%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	353	384	417	323	314	307
			実績値	308	308	331			
		%	伸び率	-7.3%			(伸び率：2023～2026年度)		
就労継続支援 (B型)	利用者数	人/月	見込量	85	93	102	85	86	88
			実績値	83	85	84			
		%	伸び率	4.8%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	1,474	1,584	1,702	1,533	1,553	1,573
			実績値	1,522	1,500	1,513			
		%	伸び率	4.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
就労定着支援	利用者数	人/月	見込量	2	2	2	1	2	3
			実績値	2	1	1			
		%	伸び率	200.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	2	2	2	2	3	4
			実績値	2	2	2			
		%	伸び率	100.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
療養介護	利用者数	人/月	見込量	4	4	4	4	4	4
			実績値	4	4	4			
		%	伸び率	0.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	123	124	125	122	121	121
			実績値	122	122	122			
		%	伸び率	-0.8%			(伸び率：2023～2026年度)		

サービス名		単位	区分	第6期			第7期		
				2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
短期入所 (福祉型)	利用者数	人/月	見込量	15	20	27	10	10	10
			実績値	9	11	11			
		%	伸び率	-9.1%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	自分/月	見込量	131	181	249	93	84	75
			実績値	105	95	103			
		%	伸び率	-27.2%			(伸び率：2023～2026年度)		
短期入所 (医療型)	利用者数	人/月	見込量	1	1	1	0	0	0
			実績値	0	1	0			
		%	伸び率						
	サービス量	自分/月	見込量	1	1	1	0	0	0
			実績値	0	1	0			
		%	伸び率						

※ 2023（令和5）年度見込は、2023（令和5）年8月サービス分までの実績及び同年9月以降の前2期平均値を基に推計し、算出しています。

### 3. 居住系サービス

共同生活援助は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。

また、福祉施設に入所している人が地域での生活に移行を進めることや地域の生活の場としての期待が高まることから、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。

さらに、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、施設入所支援からの移行を推進します。

#### (1) サービスの内容

サービス名	内容・対象者	
自立生活援助	<p>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。</p>	
共同生活援助 (グループホーム)	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には障害福祉サービスも提供します。</p> <p>さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるため、サテライト型住居があります。</p>	
施設入所支援	<p>施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>	<p>生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4以上（50歳以上の方にあっては区分3以上）。</p> <p>自立訓練や就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所による訓練等を受けることが困難な方。</p>

## (2) サービスの見込量

自立生活援助は2021（令和3）年度から2023（令和5）年度（見込）までの利用者がいないことから、3年間の見込みを0と設定しました。

施設入所支援は、地域移行を推進するため、各年度1名の減少を見込みます。

グループホームは増加傾向にあり、今後も利用者数が伸びていくものと見込みます。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	
自立生活援助	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0				
		%	伸び率						
精神障害者の自立生活援助	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0				
		%	伸び率						
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	見込量	30	37	45	47	54	61
		実績値	37	41	42				
		%	伸び率	45.2%			(伸び率：2023～2026年度)		
精神障害者の共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	14	15	17
		実績値	14	14	14				
		%	伸び率	21.4%			(伸び率：2023～2026年度)		
施設入所支援	利用者数	人/月	見込量	33	32	31	34	33	32
		実績値	36	35	36				
		%	伸び率	-11.1%			(伸び率：2023～2026年度)		

※ 見込量が「0」のサービスについても、利用希望者への支援については、随時対応します。

※ 2023（令和5）年度見込は、2023（令和5）年8月サービス分までの実績及び同年9月以降の前2期平均値を基に推計し、算出しています。

## 4. 相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画作成やモニタリング等、個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援するものです。

国では、障がいのある人の支援体制のさらなる充実を図るため、2018（平成30）年度から、地域や事業所における指導的な役割を担う相談支援等の中核的な人材として主任相談支援専門員の養成等を行っています。

これらを踏まえ、事業者の新規参入の働きかけや人材育成支援のほか、相談支援事業者との連携強化による質の向上等、相談支援体制の整備・充実に努めます。

### （1）サービスの内容

サービス名	内容・対象者	
計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成。支給決定後にサービスの利用に向けた連絡調整、利用計画（プログラム）の作成等を行います。	障害福祉サービスを利用するすべての方。
地域移行支援 （施設入所者・精神科入院）	相談支援専門員が、住居の確保等、地域生活へ移行するための相談や障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。（利用者ごとに6ヶ月以内の利用期間が設定されます。）	入所施設に入所している方や、精神障がいを有し病院に入院している方。
地域定着支援	相談支援専門員が、連絡体制を確保し、緊急事態が起きた際等に、緊急訪問や緊急対応等を行います。（利用者ごとに1年以内の利用期間が設定されます。）	自宅で生活する次に掲げる方。 （1）入所施設や医療機関から地域移行した方。 （2）家族同居からひとり暮らしへ移行した方。 （3）地域生活を送ることが不安な方。 ※ グループホーム、宿泊型自立訓練施設の入所者は除く。

## (2) サービスの見込量

計画相談支援は、障害者数の増加等からサービス量の増加を見込みます。

地域移行支援及び地域定着支援については、過去3年度の実績より、サービス見込量は1及び0としますが、施設入所者、精神科病院入院患者の地域移行を進めるため、今後は指定一般相談支援事業所の新規参入や新規開設を支援するとともに、基幹相談支援センター等での支援の取組を推進します。

サービス名		単位	区分	第6期			第7期		
				2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
計画相談支援	利用者数	人/年	見込量	550	570	590	781	837	896
			実績値	738	722	730			
		%	伸び率	22.7%			(伸び率：2023～2026年度)		
地域移行支援 (施設入所者・ 精神科入院)	利用者数	人/年	見込量	0	0	0	1	1	1
			実績値	0	3	1			
		%	伸び率	0.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
精神障害者の 地域移行支援	利用者数	人/年	見込量	0	0	0	1	1	1
			実績値	0	1	1			
		%	伸び率	0.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
地域定着支援	利用者数	人/年	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
精神障害者の 地域定着支援	利用者数	人/年	見込量	0	0	0	1	1	1
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率	100.0%			(伸び率：2023～2026年度)		

※ 見込量が「0」のサービスについても、利用希望者への支援については、随時対応します。

※ 2023（令和5）年度見込は、2023（令和5）年8月サービス分までの実績及び同年9月以降の前2期平均値を基に推計し、算出しています。

## 5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 内容

精神障がい者の相談支援，居住系サービスの利用については，現在の実績を基に，精神病床に入院している精神に障がいのある人の地域移行を進めます。前述のとおり，地域移行支援及び地域定着支援については，過去3年度の実績より，サービス見込量は1及び0としましたが，保健，医療，福祉，介護，当事者，家族等が参加する協議の場を開催するなど，精神に障がいのある人が地域の一員として，安心して自分らしく暮らせることができる環境づくりを推進することで，地域移行の実現を後押しします。

### (2) 見込量

項目名	単位	第7期		
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
保健，医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	2	3	3
保健，医療（精神科，精神科以外の医療機関別），福祉，介護，当事者，家族等の関係者ごとの参加者数	人/年	20	20	20
保健，医療，福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	2	3	3

## 6. 相談支援体制の充実・強化のための取組

### (1) 内容

基幹相談支援センターの機能強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。

また、地域の相談支援体制の強化として、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を推進します。

### (2) 見込量

区分		単位	第7期		
			2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
基幹相談支援センターの設置箇所数		箇所/年	1	1	1
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	9	9	9
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	9	9	9
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	48	48	48
	主任相談支援専門員の配置	人/年	0	1	2
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	回/年	1	1	1
	参加事業者・機関数	件/年	4	4	4
	協議会専門部会の設置数	件/年	1	1	1
	協議会専門部会の実施回数	回/年	2	2	2

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

### (1) 内容

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加を促進します。

また、障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を事業者や関係自治体等と共有します。

### (2) 見込量

項目名	第6期		
	2021年度 令和 3年度	2022年度 令和 4年度	2023年度 令和 5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や、県が市町村職員に対して実施する研修の参加の有無	有	有	有
障害者自立支援給付審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有

## 8. 発達障がい者等支援

### (1) 内容

発達障がい者及び発達障がい児の早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の支援体制の充実を図ります。

サービス名	内容
ペアレントプログラム	ペアレント・プログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。
ペアレントトレーニング	ペアレント・トレーニングは1960年代から米国で発展してきました。ペアレント・トレーニングでは、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示等の具体的な養育スキルを獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。 なお、「ペアレント・メンター」とは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
ピアサポート	ピア（peer）とは、「仲間、同輩、対等者」という意味です。 障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」といいます。

### (2) 見込量

項目名	単位	第7期		
		2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
支援プログラム（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等）の受講者数（保護者）	人/年	20	20	20
支援プログラム（ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等）の実施者数（支援者）	人/年	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	1	1

## 9. 障がい児向けサービス

障がい児支援は、障がいを持つ可能性がある児童が自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援をするものです。

2012（平成24）年の児童福祉法の改正では、発達障がい児についても障がい児支援の対象に含むこととなりました。また、学齢期における障がい児の放課後等対策の強化のため、旧障害者自立支援法、障害者総合支援法での「児童デイサービス」と児童福祉法の「通所サービス」を改め「障害児通所支援」が創設され、障がいのある児童に対する支援の強化を図られてきました。今後より一層、障がいのある児童に対する支援を強化するため、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められています。

障がいを持つ可能性がある児童が自立した生活を実現させるため、保健・保育・教育・医療・就労支援等の関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努めます。

本村の障がい児支援については、社会資源が少ない状況の中、ニーズの増加が見込まれるため、サービス提供事業者の新規参入の促進を図りながら、見込量の確保に努めます。また、放課後等デイサービスについては、日中一時支援事業からの円滑な移行を推進します。

また、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れの体制整備を行います。

## (1) サービスの内容

サービス名	内容	対象者
児童発達支援	身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問し支援を行います。	身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。 ※手帳の有無に，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより，学校教育とあいまって障がい児の自立を促進するとともに，放課後等の居場所づくりを推進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園，大学を除く）に就学している障がい児。 身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。 ※手帳の有無は問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。
保育所等 訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児又は今後利用する予定の障がい児が，保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に，「保育所等訪問支援」を提供することにより，保育所等の安定した利用を促進します。	保育所や，児童が集団生活を営む施設に通う障がい児。 ※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断。 ※発達障がい児，集団生活の適応に関し不安がある児童を対象。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって，児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し，障がい児の居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与その他必要な支援を行います。	
障害児入所支援（福祉型）	児童の保護，日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。	身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。 ※手帳の有無は問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

サービス名	内容	対象者
障害児入所支援（医療型）	児童の保護，日常生活の指導，独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。 ※手帳の有無は問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。
障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に，障がい児の自立した生活を支え，障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて，ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健，医療，障がい福祉，保育，教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で，医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて，関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を検討していきます。	

※ 放課後等デイサービスの利用期間について

放課後等デイサービスを受けなければ，その福祉を損なうおそれがあると認められるときは満20歳に達するまで利用することができます。

※ 障害児入所支援（医療型）は，入所等する障がい児のうち知的障がい児，肢体不自由児，重症心身障がい児が対象となります。

## (2) サービスの見込量

児童発達支援及び障害児相談支援は、増加傾向にあるため、今後もサービス量が伸びるものと想定し、見込量を設定します。

放課後等デイサービスのサービス量についても増加を見込みます。

保育所等訪問支援、障害児入所支援及び居宅訪問型児童発達支援は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度（見込）までの利用者がいないことから、3年間の見込量を0と設定しました。これらのサービス利用希望者への支援については、随時対応します。

また、医療的ケア児支援のコーディネーターについても配置を進めます。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	
児童発達支援	利用者数	人/月	見込量	32	39	48	56	67	80
			実績値	39	47	47			
		%	伸び率	70.2%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	日数/月	見込量	235	260	288	373	417	467
			実績値	292	341	333			
		%	伸び率	40.2%			(伸び率：2023～2026年度)		
放課後等 デイサービス	利用者数	人/月	見込量	44	41	39	68	74	80
			実績値	55	62	62			
		%	伸び率	29.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
	サービス量	日数/月	見込量	600	617	634	834	890	950
			実績値	732	740	782			
		%	伸び率	21.5%			(伸び率：2023～2026年度)		
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
	サービス量	日数/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						

サービス名		単位	区分	第6期			第7期		
				2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
障害児入所支援 (福祉型)	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
障害児入所支援 (医療型)	利用者数	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率						
障害児相談支援	利用者数	人/年	見込量	235	240	245	261	261	261
			実績値	264	277	262			
		%	伸び率	-0.4%			(伸び率：2023～2026年度)		
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネーターの 配置人数	利用者数	人	見込量	1	2	2	1	1	1
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率	100.0%			(伸び率：2023～2026年度)		

※ 見込量が「0」のサービスについても、利用希望者への支援については、随時対応します。

※ 2020（令和2）年度見込は、2020（令和2）年8月サービス分までの実績及び同年9月以降の前2期平均値を基に推計し、算出しています。

## 10. その他のサービス

### (1) サービスの内容

サービス名	内容	対象者
自立支援医療 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療	自立支援医療は、障がい者（児）が心身の障がいの状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。原則として1割の自己負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人にも1ヶ月当たりの負担に上限額を設定する等の負担軽減策を講じています。	【更生医療】 18歳以上で身体障害者手帳を有する方。 【育成医療】 18歳未満で身体に障がいを有する児童。 【精神通院医療】 統合失調症等の精神疾患を有する方。 通院による精神医療を継続的に要する方。
補装具費の支給	補装具費（購入費・修理費）を支給します。利用者は原則として、基準額に対し1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されています。	装具ごとに対象設定あり

### (2) サービスの見込量

自立支援医療は、精神通院医療は増加傾向、その他は概ね横ばいにあることから、それぞれの推移に合わせた見込量を設定します。補装具費の支給は、概ね横ばいであることから、今後も現状程度のサービス量を見込みます。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期			
			2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	
自立支援医療 (更生医療)	件数	件/年	見込量	8	8	8	7	8	8
			実績値	6	6	7			
		%	伸び率	14.3%			(伸び率：2023～2026年度)		
自立支援医療 (育成医療)	件数	件/年	見込量	2	2	2	1	1	1
			実績値	0	0	0			
		%	伸び率	100.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
自立支援医療 (精神通院医療)	件数	件/年	見込量	660	680	700	650	660	660
			実績値	637	636	639			
		%	伸び率	3.3%			(伸び率：2023～2026年度)		
補装具費の支給	件数	件/年	見込量	50	50	50	50	50	50
			実績値	50	48	49			
		%	伸び率	2.0%			(伸び率：2023～2026年度)		

※ 2023（令和5）年度見込は、2024（令和6）年1月サービス分までを基に推計し、算出しています。

## 第3章 地域生活支援事業の見込量

### 1. 地域生活支援事業等の各種事業（サービス）

村では、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業についても、本村の地域の特性や利用者の状況にかんがみ実施してきました。

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。村では今後、親亡き後問題等、増大する権利擁護・成年後見ニーズへの対応も視野に入れ、成年後見制度や権利擁護の情報提供と制度周知に努め、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者とその他の者の意思疎通を支援する事業です。村では今後も、一般社団法人茨城県聴覚障害者協会への委託やボランティア団体等との協力により実施します。

日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により日常生活の便宜を図るものです。村では、用具の機能や性能の向上、価格の変動等に合わせ、用具ごとの給付対象者や基準額の見直しを定期的に行うことで、社会参加の促進及び日常生活の向上につながるよう努めます。

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うものです。施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれるため、村では今後、事業の周知を行うとともに、多様な利用者のニーズに対応するため、対象範囲や利用方法について検討を行います。

地域活動支援センター事業は、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に行うものです。村では、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供等、基礎的な事業を実施するとともに、機能強化事業等にも取り組みます。

その他、国が示す地域生活支援事業における本村の未実施事業及び促進事業については、障がい者及び家族のニーズや総合支援協議会において実施の実現性を検討してまいります。

(1) 事業（サービス）の内容

事業（サービス）名		内容
相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業	障がい者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整及び権利擁護のために必要な援助を行います。
	基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に対応した総合的な相談業務や各相談支援事業所との連絡調整を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
	住宅入居等支援事業	障がいのある方で、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方の地域生活を支援します。
	総合支援協議会	中立・公平な立場で適切な相談支援事業が実施できるよう体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施できるよう福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワークを構築します。
成年後見制度利用支援事業		親族がいない等により本人による制度の申立てが困難な人に、村が代わって審判の申し立てを行います。また、費用の補助を受けなければ制度の利用が困難な方に、申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び被後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
意思疎通支援事業		手話通訳や要約筆記等により意思疎通を支援するものです。ただし、障がい者と非障がい者の意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者へこれらの手段に限らず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がい者とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達等様々です。そのため、障害者総合支援法では新たに「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようにしています。
日 常 生	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。

事業（サービス）名		内容
活 用 具 給 付 事 業	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等，障がいの入浴，食事，移動等の自立生活を支援する用具であって，利用者が容易に使用でき，実用性のあるもの。
	療養介護等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等，障がいの在宅療養等を支援する用具であって，利用者が容易に使用でき，実用性があるもの。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がいの者の情報収集，情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって，利用者が容易に使用でき，実用性があるもの。
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がいの者の排せつ管理を支援する衛生用品であって，利用者が容易に使用でき，実用性のあるもの。
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいの者の居住生活動作等を円滑にする用具で，設置に小規模な住宅改修を行うもの。
移動支援事業		屋外の移動が困難な人に対して，社会参加を促進するため，外出の際の移動の支援を行うもの。
手話奉仕員養成研修事業		意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として，日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修するもの。
そ の 他 支 援 事 業	地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供，社会交流の促進等の便宜を供与し，障がい者等の地域生活への支援を行うもの。
	日中一時支援事業	家庭の事情により家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に，日中における活動の場を提供するもの。
	訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者に入浴サービスを提供し，身体の清潔保持，心身機能の維持等を図り，在宅生活を支援するもの。
	更生訓練費給付事業	就労支援事業又は自立訓練事業を利用者や身体障害者更生援護施設入所者の社会復帰を促進するため，一定要件を満たす場合に更生訓練費を支給するもの。
自動車運転免許取得費及び改造費助成事業		身体障がい者で，就労等の社会活動への参加を目的に，自ら運転する場合に限り，自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するもの。

## (2) サービスの見込量

相談支援事業や地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業は、現状の体制を維持します。

意思疎通支援事業は、現状、利用者は少ないものの、今後も一定の利用があると想定し、見込量を設定します。

また、日常生活用具給付等事業（排せつ管理支援用具）は、一定の利用実績があることから、今後も伸びていくものと想定し、見込量を設定します。

移動支援事業は、利用実績は減少傾向にあるものの、地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も一定のサービス量を見込みます。

日中一時支援事業は、利用実績が概ね横ばいであるため、見込量は現状程度とします。

その他のサービスは、これまでの実績を踏まえて、見込量を設定します。

サービス名	単位	区分	第6期			第7期		
			2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
障害者相談支援事業	—	見込量	有	有	有			
		実績値	有	有	有			
		%	伸び率					
基幹相談支援センター	—	見込量	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有			
		%	伸び率					
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	見込量	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有			
		%	伸び率					
住宅入居等支援事業	—	見込量	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無			
		%	伸び率					
総合支援協議会	—	見込量	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有			
		%	伸び率					
成年後見制度利用支援事業	—	見込量	有	有	有	有	有	有
		実績値	有	有	有			
		%	伸び率					
意思疎通支援事業	人/年	見込量	3	3	3	3	3	3
		実績値	2	2	2			
	%	伸び率			50.0%			(伸び率：2023～2026年度)

サービス名		単位	区分	第6期			第7期		
				2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
日常生活用具 給付事業（介護訓練 支援用具）	件数	件/年	見込量	5	5	5	1	1	1
			実績値	1	1	1			
		%	伸び率	0.0%			（伸び率：2023～2026年度）		
日常生活用具 給付事業（自立生活 支援用具）	件数	件/年	見込量	5	5	5	4	4	4
			実績値	3	5	2			
		%	伸び率	100.0%			（伸び率：2023～2026年度）		
日常生活用具 給付事業（療養介護 等支援用具）	件数	件/年	見込量	5	5	5	5	5	5
			実績値	5	5	5			
		%	伸び率	0.0%			（伸び率：2023～2026年度）		
日常生活用具 給付事業（情報・意 思疎通支援用具）	件数	件/年	見込量	3	3	3	5	5	5
			実績値	5	5	5			
		%	伸び率	0.0%			（伸び率：2023～2026年度）		
日常生活用具 給付事業（排せつ管 管理支援用具）	件数	件/年	見込量	600	600	600	654	654	654
			実績値	621	686	654			
		%	伸び率	0.0%			（伸び率：2023～2026年度）		
日常生活用具 給付事業（居宅生活 動作補助用具（住宅 改修費））	件数	件/年	見込量	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	1	0			
		%	伸び率	100.0%			（伸び率：2023～2026年度）		
移動支援事業	利用者数	人/年	見込量	15	15	15	24	24	24
			実績値	21	24	23			
		%	伸び率	4.3%			（伸び率：2023～2026年度）		
	延利用時間数	時間/年	見込量	690	690	690	510	510	510
			実績値	578	479	500			
%	伸び率	2.0%			（伸び率：2023～2026年度）				

サービス名		単位	区分	第6期			第7期		
				2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	—	見込量	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有			
			%	伸び率					
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	—	見込量	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有			
			%	伸び率					
日中一時支援事業	登録者数	人/年	見込量	120	125	130	110	110	110
			実績値	108	98	103			
		%	伸び率	6.8%			(伸び率：2023～2026年度)		
訪問入浴サービス事業	利用者数	人/年	見込量	2	2	2	1	1	1
			実績値	1	1	1			
		%	伸び率	0.0%			(伸び率：2023～2026年度)		
更生訓練費給付事業	利用者数	人/年	見込量	30	30	30	19	18	17
			実績値	24	20	22			
		%	伸び率	-22.7%			(伸び率：2023～2026年度)		
自動車運転免許取得費及び改造費助成事業	件数	件/年	見込量	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	1	0			
		%	伸び率	100.0%			(伸び率：2023～2026年度)		

※ 2023（令和5）年度見込は、2024（令和6）年1月サービス分までを基に推計し、算出しています。